

## ○東京芸術大学名誉教授称号授与規則

〔昭和54年3月5日〕  
制 定

改正 昭和61年7月7日 平成10年4月16日  
平成12年3月23日 平成13年3月27日  
平成16年4月1日 平成18年3月23日  
平成19年12月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法第106条の規定に基づく東京芸術大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の称号を授与する場合の選考の基準及び手続きその他必要な事項について定めるものとする。

(名誉教授としての有資格者)

第2条 本学の学長、副学長、学部長、大学院研究科長、教授として勤務し退職した者であって、かつ、芸術上・教育上又は学術上において、社会的に高い評価を得ている賞等の受賞者あるいはこれと同等以上の者であって、かつ、本学の教育・研究上に多大の功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与する。

(選考の手続)

第3条 名誉教授の称号授与は、次の各号に定めるいずれかの推薦により教育研究評議会の議に基づき決定する。

- (1) 学長及び副学長にあつては、後任学長が、副学長、学部長、大学院研究科長、附属図書館長、大学美術館長、言語・音声トレーニングセンター長、演奏芸術センター長及び芸術情報センター長と協議の上推薦する。
- (2) 教授にあつては、当該学部又は研究科の教授会の承認を得て当該部局の長が学長に推薦する。ただし、この者が学部又は研究科の教授会に所属しない教員の場合は、当該部局の運営委員会の承認を得て、当該部局の長が学長に推薦する。

(辞令書の様式)

第4条 名誉教授の称号を授与するときは、別紙様式による辞令書を交付する。

(授与年月日)

第5条 授与年月日は、原則として退職した日の翌日付けとする。ただし、特別の場合は、その都度、教育研究評議会が定める。

(この規則の解釈又は運用についての疑義)

第6条 この規則の解釈又は運用について疑義が生じた場合の取扱いについては、教育研究評議会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年3月5日から施行し、昭和54年2月22日から適用する。
- 2 東京芸術大学名誉教授称号授与規則(昭和48年10月17日制定)は、廃止する。
- 3 東京芸術大学名誉教授称号授与規則の運用についての了解事項(昭和48年10月17日評議会裁定)は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和61年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月16日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

別紙様式

22cm

第  
号

東京藝術大學

公印

(元号)  
年  
月  
日

与  
す  
る  
東京藝術大學名誉教授の称号を授

氏  
名

31cm